

## 個人情報の取扱いに関する規程

平成十六年四月一日施行

(目的)

### 第一条

この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に定める個人情報取扱事業者としての学校法人跡見学園（以下「学園」という。）が保有する個人情報の適正かつ安全な取扱いを確保するために必要となる事項を定めることにより、学生及び教職員等に関する個人情報の取扱いについて個人情報管理者及び個人情報取扱者の責務を明らかにし、もって学園が保有する個人情報を適正かつ安全に管理し、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

### 第二条

この規程において「学生及び教職員等」とは、現在及び過去の志願者、学生、生徒及びその保証人並びに役員、評議員、教職員、校友その他これらに準ずる者をいう。

2 この規程において「個人情報」とは、学園が業務上保有する学生及び教職員等に関する情報（学術研究の用に供する情報を除く。以下同じ。）のうち、生存する個人に関する情報又はその集合であって、次の各号の一に該当するものをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして法令に定められた情報又は六ヶ月以内に消去される情報を除く。

一 氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）

二 電子計算機を用いて特定の個人について検索することができるように体系的に構成されたもの

三 目次、索引等により一定の規則に従って整理されていることにより特定の個人について容易に検索することができるように体系的に構成されたもの

3 この規程において「個人情報管理者」とは、個人情報の適正かつ安全な管理を行う者で、学園が設置する各学校の長及び法人事務局長（以下「所属長」という。）又は所定の個人情報について所属長が適正かつ安全な管理を委任する部門の長をいう。

4 この規程において「個人情報取扱者」とは、業務として個人情報を取り扱う教職員をいう。

(個人情報管理者及び個人情報取扱者の責務)

### 第三条

個人情報管理者（前条第三項により所属長から委任された部門の長を含む。以下同じ。）は、この規程に基づき、個人情報を取り扱う業務について率先して個人情報の適正かつ安全な管理及び個人の権利利益の保護の任に当たるとともに、個人情報取扱者に対しその責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるため、必要な教育及び研修の実施に努めなければならない。

2 個人情報取扱者は、この規程並びに個人情報管理者による定め及び指示を遵守して、個人情報の適正かつ安全な管理及び個人の権利利益の保護を図りつつ個人情報を取り扱う業務の遂行・改善に努めるとともに、決して業務上知り得た個人情報を漏えいし、又は不当な目的に使用してはならない。

3 個人情報取扱者は、新たな業務のため個人情報を取得する場合は、予め所属の個人情報管理者の許可を得なければならない。

(取得の制限)

#### 第四条

個人情報は、その利用目的(学園が設置する各学校のほか学園としての利用目的を含む。以下同じ。)を特定し、当該利用目的の達成に必要な範囲で取り扱うものとし、私的な目的をもって又は個人の思想、信条、宗教若しくは社会的差別の原因となる事項について調査する目的をもって取得してはならない。

2 個人情報の取得については、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 個人情報は、原則として本人から公正妥当な手段によって取得すること。ただし、出版・報道等により既に公にされている場合、又は危急若しくは失踪等やむを得ない理由により、本人から個人情報を取得することができない場合は、本人以外から取得することができる。

二 個人情報を取得したときは、予めその利用目的を公表している場合を除き、速やかに本人(個人情報によって識別される特定の個人。以下同じ。)に通知し、又は公表すること

三 本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で作られた記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、前号の規定にかかわらず、予め本人にその利用目的を明示すること。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3 個人情報の利用目的を変更する場合(変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内に限る。以下同じ。)は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

4 次の各号の一に該当する場合は、第二項及び前項の規定を適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより学園の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

5 個人情報に関して、次の各号に掲げる事項については、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かななければならない。

一 個人情報管理者の職名又は氏名

二 すべての個人情報の利用目的（前項第一号から第三号までに該当する場合を除く。）

三 第七条から第九条までに規定する請求の方法及び申出先

6 現に在籍又は在職若しくは在任する学生及び教職員等について法令又は学園若しくは学園が設置する各学校が定める規程等に基づいて取り扱う個人情報については、予め利用目的が公表されているものとする。

（利用及び提供の制限）

#### 第五条

個人情報は、これを所定の利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用し又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人の同意がある場合

二 法令の定めがある場合

三 人の生命、身体、又は財産の保護のために必要で、かつ本人の同意を得ることが困難である場合

四 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要で、かつ本人の同意を得ることが困難である場合

五 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、かつ本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

六 前各号のほか、本人の同意を得ることが極めて困難であると理事長が特に認めた場合

（適正かつ安全な維持管理）

#### 第六条

個人情報管理者は、所管の個人情報について安全性及び信頼性を確保し、当該個人情報への不正な侵入並びにその漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止その他個人情報の適正かつ安全な維持管理を図るため、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者は、個人情報取扱者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正かつ安全な維持管理が図られるよう、当該個人情報取扱者に対する必要かつ適切な指導・監督を行わなければならない。

3 個人情報管理者は、所定の利用目的の必要に応じ、所管の個人情報を正確に又は最新若しくは最適の状態に保つよう維持管理に努めなければならない。

4 個人情報管理者は、所管する個人情報の保存、編成、加工及び廃棄その他個人情報の適正かつ安全な維持管理について、必要な事項を定めるものとする。

（個人情報の消去）

#### 第六条の二

個人情報を取り扱う業務の目的に照らし、保有の必要がない、又は保有の必要がなくなった個人情報につ

いては、速やかにかつ確実に消去の措置を講じなければならない。

(学外への持ち出し制限)

#### 第六条の三

個人情報、これを学外(個人情報取扱事業者としての学園が所管する範囲外。以下同じ。)に持ち出してはならない。ただし、個人情報管理者の許可がある場合は、この限りではない。

2 前項本文の規定は、個人情報を管理し又は取り扱う教職員がその職を退いた後についても同様とする。

(開示の請求)

#### 第七条

学生及び教職員等は、予め本人であることを明らかにして、自己に関する個人情報の開示を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、予め当該個人情報管理者に提出するものとする。

3 個人情報管理者は、本人から当該個人情報の開示請求があった場合は、当該個人情報を開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号の一に該当する場合は、当該個人情報の全部または一部を開示しないことができる。

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 学園又は学園が設置する各学校の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

4 開示の請求に対する個人情報管理者の対応が決まったときは、その旨を本人に遅滞なく通知するものとする。

(訂正・削除の請求)

#### 第八条

学生及び教職員等は、自己に関する個人情報の記録に誤りがあると認められる場合は、予め本人であることを明らかにして、その訂正又は削除を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、予め当該個人情報管理者に提出するものとする。

3 個人情報管理者は、本人から当該個人情報の訂正又は削除の請求があった場合は、所定の利用目的の達成に必要な範囲内において、すみやかに調査・点検のうえ、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。

4 訂正又は削除の請求に対する個人情報管理者の措置が決まったときは、その旨を本人に遅滞なく通知するものとする。

(利用停止又は消去の請求)

## 第八条の二

学生及び教職員等は、自己に関する個人情報の記録がこの規程に違反して取得され又は取り扱われていると認められる場合は、予め本人であることを明らかにして、その利用停止又は消去を請求することができる。

2 前項の請求をする場合は、当該請求の内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、予め当該個人情報管理者に提出するものとする。

3 個人情報管理者は、本人から当該個人情報の利用停止又は消去の請求があった場合は、違反を是正するために必要な範囲で、すみやかに調査・点検のうえ、その請求に理由があることが判明したときは、利用停止又は消去について必要な措置を講じるものとする。ただし、当該個人情報の利用停止又は消去に多額の費用を要する場合その他利用停止又は消去を行うことが困難であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置を講じる場合は、この限りではない。

4 利用停止又は消去の請求に対する個人情報管理者の措置が決まったときは、その旨を本人に遅滞なく通知するものとする。

(不服の申し立て)

## 第九条

学生及び教職員等は、第八条第三項又は前条第三項の措置について不服がある場合は、予め本人であることを明らかにして、不服の申し立てをすることができる。

2 前項の不服の申し立てをする場合は、当該申し立ての内容及び理由等の必要な事項を明記した書面を、当該個人情報管理者を経て、理事長に提出するものとする。

3 理事長は、前項の申し立てがあったときは、この規程の目的に照らして適正に対処するため、当該申し立てについて経営会議に審議させ、その結果を当該申し立て本人に遅滞なく通知するものとする。

(業務の外部委託)

## 第十条

個人情報管理者は、個人情報を取り扱う業務を学外に委託する場合は、個人情報を適正かつ安全に取り扱っていると認められる委託先を選定し、委託先における個人情報の適正かつ安全な管理及び個人の権利利益の保護を図るため、次の各号の事項について予め文書で約定しなければならない。

- 一 委託先において、その従業者に対し委託された個人情報の取扱いを通じて知り得た当該個人情報の全部又は一部を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること
- 二 個人情報の取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること
- 三 委託契約期間等を明記すること
- 四 利用目的達成後の個人情報の返却又は委託先における廃棄若しくは消去が適切かつ確実になされること
- 五 委託先における個人情報の加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等を禁止し、又は制限

すること

- 六 委託先における個人情報の複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること
- 七 委託先において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すること
- 八 委託先において個人情報の漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること

（第三者への提供）

第十条の二

個人情報管理者は、第五条但し書き第一号により個人情報を第三者に提供する場合は、次の各号の事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いて行わなければならない。

- 一 第三者への提供を利用目的とすること
  - 二 第三者に提供される個人情報の項目
  - 三 第三者への提供の手段又は方法
  - 四 本人の求めに応じて当該個人情報の第三者提供を停止すること
- 2 個人情報を第三者に提供するに当たっては、提供する個人情報の適正かつ安全な管理及び個人の権利利益の保護を図るため、次の各号の事項について予め文書で約定しなければならない。
- 一 提供先において、その従業員に対し提供された個人情報の取扱いを通じて知り得た個人情報の全部又は一部を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること
  - 二 個人情報の取扱いの再提供を行うに当たっては、予め文書をもって提供元の下承を得ること
  - 三 提供先における保管期間等を明確化すること
  - 四 利用目的達成後の個人情報の返却又は提供先における廃棄若しくは消去が適切かつ確実になされること
  - 五 提供先における個人情報の複写又は複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること
- 3 第一項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する個人情報の提供は、第三者への提供に該当しないものとする。
- 一 学園内の他の個人情報管理者に個人情報を提供し又は継承させる場合
  - 二 所定の利用目的の達成のために必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
  - 三 合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から業務が継承されることに伴って個人情報が提供される場合（継承前の利用目的の達成のために必要な範囲を超えない場合に限る。）
  - 四 個人情報を他の個人情報取扱事業者その他特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、予め本人に通知され、又は

本人が容易に知りうる状態に置いている場合

4 前項第四号に規定する個人情報の共同利用について、その利用する者、利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、予め本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外部要員の受入れ)

第十一条

この規程は、学外から要員を受け入れて個人情報に関わる業務に従事させる場合について準用する。

(規程の改廃)

第十二条

この規程の改廃は、経営会議の議を経て、理事長が行う。

附則(平成十六年四月一日)

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

附則(平成十七年四月一日改正附則)

この改正規程は、平成十七年四月一日から施行する。

改正 平成十七年四月一日一部改正